

# 松江市ブルーカーボン事業可能性検討業務委託優先交渉権者選定方法について

松江市が実施する「松江市ブルーカーボン事業可能性検討業務委託プロポーザル」における優先交渉権者の選定は、下記に掲げる方法による。

## 記

### 1 審査委員会

- (1) 提出された提案書等の審査は、松江市ブルーカーボン事業可能性検討業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。
- (2) 審査委員会は、提出された提案書等及びプレゼンテーションの内容を「松江市ブルーカーボン事業可能性検討業務委託プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づいて審査し、優先交渉権者と次点の交渉権者を選定する。

### 2 優先交渉権者の選定方法

- (1) 審査委員会の委員は、提案内容（提案書等及びプレゼンテーション）が「松江市ブルーカーボン事業可能性検討業務委託プロポーザル募集要項」及び「松江市ブルーカーボン事業可能性検討業務委託仕様書(案)」の要求項目を満たし、良好に業務を完遂する期待度を、審査基準により判定し採点する。
- (2) 採点方法は、委員1名につき評価点100点満点とし、審査基準により配点する。
- (3) 審査する委員は、3名とする。（300点満点）
- (4) 各委員は、プロポーザル参加者ごと評価点を比較して順位を付与し、最も多く第1位を付与された事業者を優先交渉権者とする。
- (5) 最も多く第1位を付与された事業者が複数あった場合は、各委員が採点した評価点の合計（300点満点）が最も多い事業者を優先交渉権者とする。
- (6) 次点の交渉権者は、優先交渉権者となる事業者を除き、各委員が採点した評価点の合計（300点満点）が最も多い事業者を次点交渉権者とする。
- (7) 上記（5）（6）において、評価点の合計が同点である場合は、各委員の合議によって提案内容の比較審査を行い、交渉権者を決定する。
- (8) 評価点の合計が満点（300点）の6割（180点）に満たない場合は、交渉権者として選定しない。

松江市ブルーカーボン事業可能性検討業務委託プロポーザル審査基準

分類	審査項目	審査の視点	配点
提案内容	(1)先進事例調査	①先進事例の把握方法及び調査方法	5
		②先進事例実施主体へのアプローチ方法	5
	(2)海草等の分布調査	①調査方法	5
	(3)オフセット認証の検討	①カーボンオフセット認証についての制度理解	5
		②想定する要因・利害関係等	15
		③ブルーカーボン事業実施主体の想定範囲	15
	(4)事業化可能性の検討	①事業収益の考え方	10
		②事業化に向けたプロセスの整理	10
		③二酸化炭素排出量削減に対する考え方	5
業務遂行能力	(1)類似業務受託実績	類似業務の実績はどの程度あるか	5
	(2)業務実施体制	業務遂行にかかる体制が十分に整っているか	10
プレゼンテーション	説明の内容が明確かつ簡潔なものか		10
評価点 (計)			100